

海田町建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「法」という。）の改正を受け、建築物の耐震化を促進するため、建築物の耐震化に取り組む者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、海田町補助金等交付規則（平成7年海田町規則第1号）（以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模建築物 法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- (2) 広域緊急輸送道路 広島県（以下「県」という。）が広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月）に定める広域的な災害支援に資する路線をいう。
- (3) 広域緊急輸送道路沿道建築物 法第5条第3項第2号の規定に基づき県が耐震診断を義務付けた住宅及び建築物をいう。
- (4) 耐震診断 法第2条第1項に規定する耐震診断で、法第4条第1項の基本方針に沿って行うものをいう。
- (5) 耐震改修等 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
- (6) 耐震補強設計 耐震改修を実施するために必要な設計図書を作成することをいう。
- (7) 補助事業 町の補助金の交付を受けて行う大規模建築物又は広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等、建替え又は除却をいう。
- (8) 補助事業者 補助事業を実施する建築物所有者等をいう。
- (9) 特定行政庁 建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「建築基準法」という。）第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。
- (10) 耐震診断判定書 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年広島県規則第48号）第4条第1項第1号に規定する耐震改修計画判定書をいう。
- (11) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (12) 建築物 住宅以外の建築物をいう。
- (13) 耐震診断資格者等 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号又は第2号に規定する者をいう。
- (14) 改正耐震改修促進法 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号）による改正後の法をいう。

(補助金交付対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助金交付対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 補助事業者が地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日付国住街第223号、国住市第156号国土交通省住宅局長通知）（以下「国補助金交付

要綱」という。)第3第1項第二号ロにいう大規模建築物の耐震改修,建替え若しくは除却に関する事業又は国補助金交付要綱第3第2項第三号ロにいう要安全確認計画記載建築物のうち広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等,建替え又は除却に関する事業に基づく国の補助金(以下「国耐震対策補助金」という。)を受けて行う事業であること。

(2) 町耐震改修促進計画に基づいて行う事業であること。

(3) 補助事業の対象とする住宅及び建築物(以下「補助金交付対象建築物」という。)が,次のいずれにも該当するものであること。

ア 補助金交付対象建築物が,町内に存在する大規模建築物又は広域緊急輸送道路沿道建築物であって,国又は地方公共団体等が所有するもの(建築物の一部分について,国又は地方公共団体等が区分所有するものを除く。)でないこと。

イ 補助金交付対象建築物が広域緊急輸送道路沿道建築物の場合,大規模建築物でないこと。

ウ 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は法に基づく指導を受けたもので,建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。

エ 耐震診断(法第12条第1項に規定する技術指針事項に適合したものに限る)の結果,倒壊のおそれがあると判断されたものであること。

(4) 耐震改修を行う場合にあっては,次のいずれかに該当するものであって,耐震改修の結果,地震に対して安全な構造となること。

ア 耐震診断判定書の交付を受けた耐震補強設計に基づき行われたもの。

イ 耐震改修に伴い建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の建築確認を受ける必要がある場合には,同法同条同項の確認済証(以下「確認済証」という。)の交付を受けたもの(耐震改修を行う全ての部分を対象として確認済証の交付を受けたものに限る。)

ただし,建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第3条各号に掲げる工事を行うものは対象としない。

(5) 建替えを行う場合にあっては,確認済証の交付を受けたものであること。

また,建替え後の床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第4号の延べ面積をいう。以下同じ。)が,従前の床面積と比較して著しく小さくなるものでないこと。

(6) 補助金交付対象建築物の基礎の形式が,杭基礎である場合にあっては,現況の杭基礎の安全性について,耐震診断資格者等による確認がされたものであること。(建替え又は除却を行う場合を除く。)

(7) 大規模建築物にあっては,建築物所有者等が町又は県と災害時に補助金交付対象建築物を活用した被災者の支援等の防災に係る協定等を締結している又は締結することが確実であること。ただし,補助金交付対象建築物の全部の除却を行う場合は,この限りでない。

(8) 建築物所有者等(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)の規定による区分所有者の団体が構成されている場合にあっては,すべての区分所有者)に課せられた本町の町税等(住民税,固定資産税,軽自動車税,国民健康保険税,後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいい,その延滞金を含む。)のうち,当該

補助金の交付申請の日以前に納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額を滞納していないこと。

(9) 国耐震対策補助金を除く国の機関からの補助金等を受けることのできる事業でないこと。

(10) 町又は県が交付する他の補助金等を受けることができる事業でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受けた場合においては、当該交付を受けた住宅及び建築物について、再度同一事業に係る補助金の交付を受けることはできない。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、大規模建築物にあっては国補助金交付要綱第3第1項第二号イに定める耐震改修工事費に600分の269を乗じた額を、広域緊急輸送道路沿道建築物にあっては国補助金交付要綱第3第2項第三号イに定める耐震改修等に要する費用の15分の11を上限とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（全体設計の承認）

第5条 補助金を受けようとする者は、耐震改修等が複数年度にわたる場合にあつては、初年度の補助金交付申請の前に、全体設計承認申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出し、当該耐震改修等に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、承認を受けなければならない。当該事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 前項に掲げる関係書類は次の各号に掲げるものとする。

(1) 年度別事業計画書（別紙1）

(2) 事業工程（別紙2）

(3) 建築物の所有権を証する書面（3ヶ月以内に交付されたものに限る。）

(4) 建築物の所有権を有する者が2者以上の場合はこれらの同意を得たことを証する書面

(5) 建築基準法第3条第2項に該当する旨を証する書類

(6) 関係図面（附近見取図、配置図、平面図、求積図（用途別床面積算定表を含む）、立面図、断面図、構造図、耐震改修を行う箇所を明示した図）

(7) 建築物の現況の写真

(8) 年度毎の資金計画が確認できる書類

(9) 年度毎の出来高の見積書の写し

(10) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、全体設計承認申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、全体設計承認通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事業計画書の提出）

第6条 補助金を受けようとする者は、当該補助金の交付申請を行う場合にあつては、あらかじめ事業計画書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 申請者が補助金交付対象建築物の所有権を有する者でない場合は、前項の事業計画書に、当該事業の実施に関し当該建築物の所有権を有する者の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の事業計画書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたとき

は、事業計画承認通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請等）

第7条 補助事業者は、補助事業に係る工事を実施しようとするときは、前条の規定による事業計画の承認後、当該工事に係る契約を締結する前に、補助金交付申請書（別記様式第5号）に関係書類を添えて、別に町長が定める日までに町長に申請しなければならない。

2 前項に掲げる関係書類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築物、敷地及び耐震改修等に関する事項（別紙3）
- (2) 補助金交付申請額の算出方法及び算定内訳（別紙4）
- (3) 事業工程（別紙5）
- (4) 添付書類チェック表（別紙6）
- (5) 建築物の所有権を証する書面（3ヶ月以内に交付されたものに限る。）
- (6) 区分所有法の規定により区分所有者の団体が構成されている場合にあっては、当該団体の総会の決議書等
- (7) 耐震改修等に係る耐震補強設計図書、建替え又は除却工事に係る実施設計図書
- (8) 耐震診断判定書の写し
- (9) 建築基準法第3条第2項に該当する旨を証する書類等
- (10) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の写し
- (11) 耐震改修等に要する工事費の根拠となる書類
- (12) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の写し
- (13) 杭基礎について安全性が確認された旨を証する書面
- (14) 大規模建築物にあっては防災に係る協定締結書等の写し
- (15) その他町長が必要と認める書類

3 補助事業者は、第1項の規定により交付を申請する補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合で按分して得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 第5条第3項の承認を受けて補助事業に係る工事を実施するときは、第1項の規定による交付申請は、毎年度、当該年度の耐震改修等に係る経費について行わなければならない。

5 補助事業者は、第9条の規定により交付決定の通知を受けた補助事業の内容を変更する場合、又は補助金の額に変更（軽微な変更を除く）を生じる場合は、直ちに交付変更申請書（別記様式第6号）に第2項に準ずる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第8条 町長は、前条第1項に掲げる補助金交付申請書の内容が交付金交付要綱、交付規則及びこの要綱に適合するものであると認める場合は交付決定通知書（別記様式第10号）を、認められない場合は不交付決定通知書（別記様式第11号）を補助事業者に交付するものとする。

2 前条第4項の規定による交付変更申請があった場合の変更交付決定の通知の様式は、別記

様式第 12 号のとおりとする。

3 交付規則第 5 条第 1 項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合又は補助金の額に変更（軽微な変更を除く）を生じる場合は、補助金交付変更申請書（別記様式第 6 号）に関係書類を添えて、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し又は廃止する場合は、速やかに中止（廃止）承認申請書（別記様式第 7 号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに完了期日変更報告書（別記様式第 9 号）を提出し、町長の指示を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第 9 条 交付規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付規則第 6 条の規定による通知を受けた日から起算して 15 日以内とする。

（着手届）

第 10 条 補助事業者は、交付規則第 6 条の規定による通知を受けた補助事業に着手したときは、直ちに着手届（別記様式第 13 号）に次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修等に係る工事請負契約書の写し
- (2) 工程表

（権利譲渡の禁止）

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（中止、廃止又は完了期日の変更）

第 12 条 補助事業者は、第 9 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定後において、補助事業を中止し又は廃止する必要がある場合は、速やかに中止（廃止）承認申請書（別記様式第 7 号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により中止（廃止）承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、止むを得ないものと認めたときは、中止（廃止）承認通知書（別記様式第 8 号）を補助事業者に交付するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、別記様式第 9 号の報告書により、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（完了検査）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、直ちに完了届（別記様式第 14 号）に次に掲げる関係書類を添付して町長に提出し、完了検査を受けなければならない

- (1) 工事完成写真
- (2) 工程写真
- (3) 耐震改修等に伴い建築確認が必要な場合は、検査済証の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第14条 交付規則第12条の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第15号のとおりとし、次に掲げる関係書類を添付するものとする。

- (1) 設計図書
- (2) 工事請負契約の代金の支払等を証する書類
- (3) 耐震診断判定書の写し
- (4) 確認済証及び検査済証の写し
- (5) 完成写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する町の会計年度の末日のいずれか早い日とする。

3 交付の決定を受けた補助金の一部又は全部を、所定の手続きを経て翌会計年度に繰越した場合の補助事業年度終了実績報告書の様式は、別記様式第16号のとおりとし、その提出期限は、翌会計年度の4月10日までとする。

(補助金の額の確定)

第15条 交付規則第13条の規定による補助金の額の確定通知書は、別記様式第17号のとおりとする。

(補助金の交付の方法)

第16条 補助金は交付規則第13条に規定する補助金の額の確定通知の後に交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要と認めるときは、交付規則第17条第1項の規定により概算払により交付できるものとし、同条第2項の規定による請求書の様式は、別記様式第18号によるものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 交付規則第18条の規定による交付決定の取消しの通知の様式は、別記様式第19号のとおりとする。

(補助金の返還)

第18条 交付規則第19条の規定による補助金返還命令書の様式は、別記様式第20号のとおりとする。

(帳簿等の保存期間)

第19条 交付規則第22条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助事業の完了した日から起算して、5年を経過した日の属する町の会計年度の末日までとする。

(財産処分の制限)

第20条 交付規則第23条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は、住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成20年12月22日国住総第67号）によるものとする。

(財産処分の協議)

第21条 前条の処分制限期間内に補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、承認申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による承認申請書の様式は、町長が別に定める。

3 町長の承認を受けて第1項の財産を処分することにより収入があった場合には、町長はその全部又は一部を町に納付させることができる。

(指導及び監督)

第22条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者等に対し、補助事業の計画又は施行の状況等に関する報告を求めることができる。

2 町長は、補助事業者等に対し、補助事業の適正な執行を確保するために必要な措置を講ずることを命じ、又は必要な助言若しくは勧告をすることができる。

(暴力団の排除)

第23条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 町長は、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年7月1日から施行する。